

青森県教育委員会第897回定例会会議録

1 期 日 令和5年10月11日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時52分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 三本木農業高等学校牛舎内生徒負傷事故検証結果最終報告書について

議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博、松本史晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嵯峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小舘生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

安田委員、松本委員

・書記

小林浩一、小路口晶子

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第315回定例会に提出された「令和5年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和5年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、4,386万4千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,191億1,617万2千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 三本木農業高等学校牛舎内生徒負傷事故検証結果最終報告書について

(伊藤スポーツ健康課長)

会議資料は2ページから4ページ、その他に別冊の資料として最終報告書についてもお手元に配付しているが、本日は、会議資料を基に報告をさせていただく。

令和3年12月27日に県立三本木農業高等学校の肉牛舎内で発生した生徒の負傷事故について、昨年設置した事故調査委員会から、教育長へ最終報告書が提出されたので、事故及び最終報告書の概要、県教育委員会の対応等について御説明する。

まず、事故の概要についてである。

事故の発生日時及び場所であるが、令和3年12月27日(月)午前10時20分頃、三本木農業高等学校の肉牛舎内で発生した。

発生状況であるが、三本木農業高等学校の動物科学科当時2年の男子生徒が牛の飼養管理実習中に、肉牛舎第6牛房内において1人で清掃作業をしていたところ、牛が頭を低くした体勢で当該生徒の至近距離にいる状況を発見した実習助手が、威嚇状態であると判断し、第6牛房に入り牛と当該生徒の間に分け入った。当該実習助手は牛を追い払うために、フォークで牛の顔や頭を強く振り下ろすように叩き、振り向くと当該生徒が頭部を負傷して倒れていたものである。

当該生徒の怪我の状況については、事故後直ちに救急搬送され、搬送先の病院で緊急手術を受けたが、現在も深刻な状態となっている。

なお、当該実習助手については、警察が令和5年7月6日に業務上過失傷害の疑いで青森地方検察庁八戸支部へ送致しており、現在も検察による捜査が行われている。

本件事故について、県教育委員会では、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故の原因を分析することで実習中の事故を防止できなかった学校の管理上の問題を解明し、再発防止策を策定するための事故調査委員会を令和4年6月に設置した。

3ページを御覧いただきたい。

調査委員会の委員は、和牛の生態や飼養管理、危機管理等に係る学識経験者、医師、弁護士、PTAの代表の計6名で構成されている。

事故調査委員会は、令和4年6月28日に第1回事故調査委員会を開催し、その後令和5年10月4日までに計10回の委員会を開催したほか、現地調査、当該実習助手を含めた学校関係者からのヒアリング、生徒アンケート等を実施し、令和5年10月4日に再発防止に向けた提言などを取りまとめた最終報告書を教育長に提出している。

次に、最終報告書の概要についてである。

まず、事故調査委員会では、「当該校の危機管理体制及び安全管理の実態」及び「当該生徒が頭部の負傷に至った場面」について検証している。

なお、当該実習助手が牛と当該生徒の間に分け入っている状況などから、当該実習助手の行動と事故の発生に何らかの因果関係があると推測されたものの、事故調査委員会では、当該生徒が頭部を負傷した状況に係る具体的事実を断定するまでには至らなかったとされている。一方、警察の公表や事故調査委員会による検証などから、当該実習助手が牛を追い払う際に使用したフォークが当該生徒に当たったことにより負傷した可能性があることを前提に、再発防止に向けた提言がまとめられている。

また、本件事故の問題点の総括として、

- ・ 当該校の管理職や農場部・動物科学科によって行われるべき組織的な安全対策が不十分であった。
- ・ 動物科学科では、牛房内で発生し得る緊急時の対応訓練を行っていなかった。
- ・ 人が近くにいる状況で、当該実習助手がフォークを振り下ろす行為は極めて危険で不適切であった。一方で、飼養管理マニュアルは作成されておらず、安全対策が実習担当者の知見や経験に委ねられていた状況などがあった。その背景には、組織的な安全対策が不十分であったことが挙げられる。

といった内容が指摘されている。

4ページを御覧いただきたい。

再発防止に向けた提言についてであるが、事故調査委員会の検証により抽出されたこれらの問題点を踏まえ、

- ・ 牛の飼養管理上の安全対策
- ・ 実習に係るマニュアル
- ・ 危機管理体制の構築
- ・ 生徒への安全教育
- ・ リスク情報の取扱い
- ・ 県教育委員会の責務

の6つの大項目について、計22の小項目からなる提言がなされている。

最後に、県教育委員会としては、最終報告書の再発防止に向けた提言を踏まえ、当該校のみならず県立学校全体の安全対策を徹底し、二度とこのようなことが起こらないよう努めて参りたいと考えている。

また、怪我をされた生徒及び御家族に対しては、今後も誠意をもって対応して参りたいと考えている。

(教育長)

今回の事故は、県立学校において教育活動中に発生した重大な事故であり、児童生徒にとって安全であるべき学校において事故の発生を防止できなかったことについて、怪我をされた生徒及び御家族、そして県民の皆様に対して申し訳なく思っている。

最終報告書では、事故発生の背景的な要因と考えられる当該校の危機管理体制や実習の指導体制などの問題点を踏まえ、事故の再発を防止するための大変重要な提言を示していただいたと認識している。

県教育委員会としては、この提言を基に、当該校のみならず、全ての県立学校における安全対策を徹底し、二度とこのようなことが起こらないよう信頼される学校づくりに努めて参る。

また、今後も、怪我をされた生徒及び御家族に対して、誠意をもって対応して参る。

(平間委員)

教育長から話があったが、私たち委員一同も今回の件に関しては心を痛めており、御家族の気持ちに添って回復を願うばかりである。

今回、事故調査委員会で丁寧な報告書を作成していただき、委員の皆様には感謝している。この報告書を御家族の方は御覧になっていると思うが、それで気持ちが楽になったということはないと思う。その気持ちを受け止め、まずはこの報告書にある教育委員会の責務を速やかに遂行し、一つ一つ丁寧に実践し、一日も早く安全な教育現場を取り戻すこと、もちろん二度とこのような事故が起こらないように教育委員会一丸となって努力していきたい。

現場の管理職の皆様、職員の皆様も同じ気持ちで、新たに気を引き締めて日々の学校教育に取り組んでいただきたいと切に願う。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(小館生涯学習課長)

会議資料5ページ、参考資料は2ページから4ページである。

青森県立図書館協議会委員の平井美史委員の辞職が令和5年7月に承認されたことから、その後任として、伊藤友子氏を新たに委員に任命するものである。前任者が公募により選考した委員であったため、伊藤氏についても公募により選考したものである。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間である令和6年5月12日までとなる。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(坂本文化財保護課長)

会議資料6ページ、参考資料は5ページと6ページである。

「博物館法」及び「青森県立郷土館協議会条例」に基づき設置している青森県立郷土館協議会委員の任期が、令和5年10月20日をもって満了となるので、委員12名を任命するものである。

参考資料を御覧いただきたい。

今回任命する各委員の選考分野、職業等は御覧のとおりとなっている。資料の右側、第26期委員に書かれている新任は米田裕子氏ほか6名である。再任は長根朋子氏ほか4名である。

なお、新たな委員の任期は令和5年10月21日から令和7年10月20日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

資料は7ページと8ページになる。

9月に行った職員に対する懲戒処分3件のうち、社会的影響が大きい事案である事案1及び事案2について、その概要を御説明する。

事案1は、特別支援学校教諭が、令和5年5月4日、酒気を帯びた状態で自動車を運転したもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

事案2は、三八地域八戸市の小学校教諭が、令和5年7月28日、酒気を帯びた状態で自動車を運転したもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

なお、2つの事案は、処分後速やかに公表している。

(教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたにもかかわらず、今年度は、酒気帯び運転により3件の免職処分を行い、過去10年間で最多となっている。このような不祥事が立て続けに発生していることは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するとともに、飲酒運転防止に係る具体的な取組を行うよう、懲戒処分を行った9月29日付けで県立学校及び市町村教育委員会へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律を遵守するよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(平間委員)

このところ毎回このような報告があり、心が痛む。今回の事案3件については、年齢を見てもこれから期待できる方だったと思うが、一番に考えなければならないのはその先にいる子どもたちである。子どもたちがこのことでどれだけ傷ついているか、その傷ついたことが一生氣持ちの中に残るかもしれないというように本当に重大なことである。

現場の先生方、教育委員会一同、もう一度気を引き締めて、二度と起こらないように強い気持ちを持って職務に当たっていただきたい。

(教育長)

他に御意見等はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。